

令和8年度
三股町長・三股町議会議員選挙
選挙公営関係書類
記載例集

三股町選挙管理委員会
〒889-1995 三股町五本松1番地1
電話：0986-52-1111

目 次

第 1 選挙運動用自動車の公費負担の手続きの記載例

(1) 選挙運動用自動車(ハイヤー等方式・車借入れ・運転手雇用)の場合

- 1 契約書 2～4
- 2 契約届出書 5
- 3 使用証明書 6、7
- 4 請求書 8
- 5 請求内訳書 9～11

(2) 選挙運動用自動車(燃料代)の場合

- 1 契約書 13
- 2 確認申請書 14
- 3 確認書 15
- 4 使用証明書 16
- 5 請求内訳書 17

第 2 選挙運動用ビラの公費負担の手続きの記載例

- 1 契約書 19
- 2 契約届出書 20
- 3 確認申請書 21
- 4 確認書 22
- 5 作成証明書 23
- 6 請求書 24
- 7 請求内訳書 25

第 3 選挙運動用ポスターの公費負担の手続きの記載例

- 1 契約書 27
- 2 作成仕様書 28
- 3 契約届出書 29
- 4 確認申請書 30
- 5 確認書 31
- 6 作成証明書 32
- 7 請求書 33
- 8 請求内訳書 34

第1 選挙運動用自動車の公費負担の手続きの記載例

(1) 選挙運動用自動車(ハイヤー等方式・車借入れ・運転手雇用の場合)

選挙公営制度の手引 P4(手続の流れ)と合わせて確認ください

①契約 候補者 ↔ 業者等 (ハイヤー等方式 用)

参考様式 1

運送契約書
(ハイヤー・タクシー等)

印紙及び割印

収入印紙

100 万以下

200 円

割印

〇〇〇〇選挙候補者 三股 太郎 (以下「甲」という。)と〇〇株式会社 代表取締役
〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、選挙運動のために運送する車輛について、次のとお
り契約を締結する。

1 使用目的

甲は、乙の車輛を公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動のため使用する。

2 車種及び登録番号 車 種 トヨサン カラーロ
登録番号 宮崎〇〇〇わ〇〇〇〇

3 台数 1 台

4 使用期間 令和 8 年 ● 月 ● 日から令和 8 年 ● 月 ● 日まで

公費負担限度額
64,500 円

5 契約金額 〇〇,〇〇〇 円 (内訳 1 日 〇〇〇〇 円 × 5 日間)

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従
う義務を負う。

7 請求及び支払

乙は、この契約に基づく契約金額については、三股町議会議員及び三股町長の選挙に
おける選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、三股町に対して請求するものとし、
甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、三股町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を
速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に
該当した場合は、乙は、三股町に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、
乙に対して契約金額を支払うものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

日付は契約日
告示日前でも可能

甲 〇〇〇〇〇選挙候補者
住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇
氏 名 三股 太郎 ⑩

乙 住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇
名 称 〇〇株式会社
氏名又は
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

①契約 候補者 ↔ 業者等 (車借入れ 用)

参考様式 2

①自動車

車輛賃貸借契約書
(レンタル)

〇〇〇〇選挙候補者 三股 太郎 (以下「甲」という。) と 〇〇レンタカー株式会社
代表取締役〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、選挙運動のために使用する車輛の賃貸借に
ついて、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

甲は、乙の車輛を公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動のため使用する。

2 車種及び登録番号 車 種 トヨサン カラーロ
登録番号 宮崎〇〇〇わ〇〇〇〇

3 台数 1 台

4 使用期間 令和 8 年 ● 月 ● 日から令和 8 年 ● 月 ● 日まで

5 契約金額 〇〇,〇〇〇 円 (内訳 1 日 〇〇〇 円 × 5 日間)

公費負担限度額
16,100 円

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことは
う義務を負う。

契約自体は 5 日間以上の
期間でも構いません。

7 請求及び支払

乙は、この契約に基づく契約金額については、三股町議会議員及び三股町長の選挙に
おける選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、三股町に対して請求するものとし、
甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、三股町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を
速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に
該当した場合は、乙は、三股町に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、
乙に対して契約金額を支払うものとする。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

日付は契約日
告示日前でも可能

甲 都城市長選挙候補者

住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇
氏 名 三股 太郎 ⑩

乙 住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇
名 称 〇〇レンタカー株式会社

氏名又は

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

①契約 候補者 ↔ 業者等 (運転手雇用 用)

参考様式 4

自動車運転手雇用契約書

印紙及び割印

収入印紙

100 万以下
200 円

割印

〇〇〇〇選挙候補者 三股太郎 (以下「甲」という。) と 〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法第 141 条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 令和 8 年 ● 月 ● 日から令和 8 年 ● 月 ● 日まで
5 日間、原則として毎日 8 時 00 分から 20 時 00 分まで
- 2 契約金額 〇〇,〇〇〇 円 (1 日につき 〇〇〇 円)
- 3 運転する自動車の登録 (車輛) 番号 宮崎 500 わ 2345
- 4 請求及び支払

公費負担限度額
12,500 円

乙は、この契約に基づく契約金額については、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、三股町に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、三股町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は、三股町に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、乙に対して契約金額を支払うものとする。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

日付は契約日
告示日前でも可

運転日が決まっていない場合は、可能性のある期間を契約し、契約金額を 1 日につき 〇〇〇 円のみ記載。

「※運転する期間は運転手の体調等で変更が生じた場合はこの限りではない」などを追記しておく。

甲 都城市長選挙候補者

住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇

氏 名 三股 太郎 ㊞

乙 住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇

氏名又は

代表者氏名 〇〇 〇〇 ㊞

②契約届出書 候補者 → 選挙管理委員会 (共通)

様式第1号 (第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

日付は告示日で

令和8年8月25日

三股町選挙管理委員会委員長 宛て

令和8年8月30日執行

〇〇〇〇選挙

候補者氏名 三股 太郎

署名または
記名押印

ハイヤー等
方式の場合

のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、届け出ます。

記

契約書と同一の内容を記載
すること

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	契 約 内 容		備考
		運送契約期間	運送契約金額 (円)	
令和8年〇月〇日	宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	令和8年〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇〇〇円	

どちらか

車借入れ、燃料費、
運転手雇用の場合

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	契 約 内 容		備考
			期間等	契約金額 (円)	
自動車の借入	令和8年〇月〇日	宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇 〇〇レンタカー(株) 代表取締役 〇〇 〇〇	令和8年〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇〇円	
運転手の雇用	令和8年〇月〇日	宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇 □□ □□□	令和8年〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇〇円	
	令和8年〇月〇日	宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇 △△ △△△	令和8年〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇〇円	
	令和8年〇月〇日	宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇 ●● ●●●	令和8年〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇〇円	
燃料代	令和8年〇月〇日	宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇 (有) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	宮崎〇〇わ〇〇〇〇	〇〇〇円	10当たり 〇〇円 (税込)

単価契約を締結した場合は
契単価を記入
すること

車両番号を記入
すること

単価契約の場合は
契約見込額を記入
すること

(注)

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 燃料代について単価契約を締結した場合は、「備考」に契約単価を記載してください。
(なお、2の「契約内容」の「契約金額」に契約の見込額を記載して差し支えありません。)

③使用証明書 候補者 → 業者等 (ハイヤー等方式・車借入れ 用)

様式第 10 号 (第 5 条関係)

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

日付は告示日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和 8 年 8 月 3 0 日 執行

〇〇〇〇 選挙

候補者氏名 三股 太郎

署名または
記名押印

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

該当する方に○印

運送等契約区分 (該当する 方の番号に○をしてくだ さい)	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約に よる場合	2 左に掲げる契約以 外の場合	
運送事業者等の氏名又は名 称及び法人にあってはその 代表者の氏名並びに住所	宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額(円)	備 考
トヨサン カラーロ 宮崎〇〇〇〇わ〇〇〇〇	令和 8 年〇〇月〇〇日 ~〇〇月〇〇日	〇〇〇円	1 日あたり 〇〇〇円

(注)

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が三股町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、運送事業者等は、三股町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約及びそれ以外の契約のいずれも締結した場合は、候補者の指定する一の契約以外は、公費負担の対象となりませんので、当該契約についてのみ記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合、候補者の指定する 1 台以外は、公費負担の対象となりませんので、当該車両についてのみ記載してください。
- 5 の場合は候補者の指定した契約以外の契約について、6 の場合は候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、三股町に支払を請求することはできません。

③使用証明書 候補者 → 運転手等 (運転手雇用 用)

様式第 12 号(第 5 条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

日付は告示日以降で

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和 8 年 8 月 3 0 日執行

〇〇〇〇選挙

候補者氏名

三 股 太 郎

署名または
記名押印

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

記

運転手の氏名及び住所	〇〇 〇〇 宮崎県北諸県郡三股町〇番地〇号	
雇用年月日	報酬の額 (円)	備 考
令和 8 年 〇 月 〇 日～ 〇 月 〇 日	1 日あたり 〇〇〇円 計 〇〇〇円	〇 月 〇 日～〇 月 〇 日 各 1 台
この証明書は、<u>運転手ごとに作成すること。</u> <u>運転手が 2 人以上いる場合はその人数分作成し</u> <u>てください。</u>		

(注)

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が三股町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、三股町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合は、候補者の指定する 1 人以外は、公費負担の対象となりませんので、当該運転手についてのみ記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、三股町に支払を請求することはできません。

④請求書 業者等 → 町長 (共通)

様式第 15 号 (第 6 条関係)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

請求の日付は空欄で
お願いします。

令和 年 月 日

三股町長 宛て

住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇
氏 名 又 は 名 称 〇〇株式会社
(法人にあっては
その代表者の氏
名も記入) 代表取締役 〇〇 〇〇



三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 金 〇〇〇〇〇〇 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 8 年 8 月 3 0 日 執行 〇〇〇〇 選挙
- 4 候補者の氏名 三 股 太 郎
- 5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人

※請求書の印鑑は、法人の場合は代表者印(二重丸印等)を、代表者印がない場合は会社の角印と代表者の個人印を、個人の場合は代表者の個人印を押印してください。

金融機関名	〇〇〇〇	本店／支店／支所 営業所／出張所等	〇〇〇〇
預金種別	① 普 通 2 当 座	口座番号	〇〇〇〇
(フリガナ) 口座名義人	〇〇カブシキカイシャ 〇〇株式会社		

(注)

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、三股市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

④請求書別紙 業者等 → 選挙管理委員会 (ハイヤー等方式 用)

(別紙その1)

請求内訳書【自動車の借入れ (ハイヤー・タクシー方式)】
(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

備考欄に走行距離を
記載

使用年月日	運 送 金 額 (イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備 考
令和8年8月26日	〇〇〇円 × 1台 = 〇〇〇円	64,500 円	〇〇〇円	〇〇km
令和8年8月27日	〇〇〇円 × 1台 = 〇〇〇円	64,500 円	〇〇〇円	〇〇km
令和8年8月28日	〇〇〇円 × 1台 = 〇〇〇円	64,500 円	〇〇〇円	〇〇km
令和8年8月29日	〇〇〇円 × 1台 = 〇〇〇円	64,500 円	〇〇〇円	〇〇km
計		258,000 円	〇〇〇円	

実際に使用した日の
み記載すること

(注)「請求金額」には、(イ)又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

④請求書別紙 業者等 → 選挙管理委員会 (車借入れ 用)

(別紙その2)

請求内訳書【自動車の借入れ（レンタル方式）】

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約により自動車を使用した場合)

備考欄に走行距離を記載

使用年月日	借 入 金 額 (イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備 考
令和8年8月26日	〇〇〇円 × 1台 = 〇〇〇円	16,100 円	〇〇〇円	〇〇km
令和8年8月27日	〇〇〇円 × 1台 = 〇〇〇円	16,100 円	〇〇〇円	〇〇km
令和8年8月28日	〇〇〇円 × 1台 = 〇〇〇円	16,100 円	〇〇〇円	〇〇km
令和8年8月29日	〇〇〇円 × 1台 = 〇〇〇円	16,100 円	〇〇〇円	〇〇km
計		64,400 円	〇〇〇円	

実際に使用した日のみ記載すること

(注)「請求金額」には、(イ)又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

④請求書別紙 運転手等 → 選挙管理委員会 (運転手雇用 用)

(別紙その2)

請求内訳書 (運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手の雇用

雇用年月日	報酬 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和8年8月26日	〇〇〇円	12,500 円	〇〇〇円	
令和8年8月27日	〇〇〇円	12,500 円	〇〇〇円	
令和8年8月28日	〇〇〇円	12,500 円	〇〇〇円	
令和8年8月29日	〇〇〇円	12,500 円	〇〇〇円	
この請求内訳書は、運転手ごとに作成すること。運転手が2人以上いる場合はその人数分作成してください。				
計		50,000 円	〇〇〇円	

(注)「請求金額」には、(イ)又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 選挙運動用自動車(燃料代の場合)

選挙公営制度の手引 P5 (手続の流れ) と合わせて確認ください

①契約 候補者 ↔ 業者等 (燃料代 用)

参考様式 3

選挙運動用自動車燃料供給契約書

収入印紙

100 万以下

200 円

割印

印紙及び割印

〇〇〇〇選挙候補者 三股太郎 (以下「甲」という。) と 有限会社〇〇石油 代表取締役
〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契
約を締結する。

告示日から投票日前日まで

- 1 供給する期間 令和 8 年 ● 月 ● 日から令和 8 年 ● 月 ● 日まで
- 2 供給場所 所在地 〇〇町〇〇号〇〇番地
名称 有限会社〇〇石油
- 3 供給を受ける自動車の登録(車輻)番号 宮崎〇〇わ〇〇〇
- 4 金 額 単価 1ℓ 当り 〇〇〇 円(税込)とし、期間中の供給量に単価を乗
じた金額とする。
- 5 請求及び支払

乙は、この契約に基づく契約金額については、三股町議会議員及び三股町長の選挙に
おける選挙運動の公営に関する条例に基づき三股町に対して請求するものとし、甲は、
これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、三股町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額
を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定
に該当した場合は、乙は、三股町に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、
乙に対して契約金額を支払うものとする。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

日付は契約日

告示日前でも可

甲都城市長選挙候補者

住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇

氏 名 三股 太郎

Ⓔ

乙 住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇

名 称 有限会社〇〇石油

氏名又は

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 Ⓔ

選挙運動で使用した燃料で
あっても、**投票日の給油は
対象外**になるため注意!

③確認申請書 候補者 → 選管 (燃料代 用)

※②契約届出書は5ページを参照

様式第4号 (第3条関係)

自動車燃料代確認申請書

日付は告示日以降、
購入金額が確定した日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三股町選挙管理委員会委員長 宛て

令和8年8月30日執行

〇〇〇〇選挙

候補者氏名 三股 太郎

署名または
記名押印

自動車燃料代について、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

実際に契約した日を記入

- 1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所
 - ① 住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇番地
 - ② 名 称 有限会社〇〇石油
 - ③ 氏名又は代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 宮崎〇〇〇〇わ〇〇〇〇
- 4 確 認 申 請 金 額 20,000 円

複数の業者と契約し、給
油した場合は、他の業者
で購入した分を記載

区 分	購入金額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累計金額 (a)	0 円	0 円
今回の購入金額 (b)	20,000 円	20,000 円
燃料代計 (a) + (b)	20,000 円	20,000 円

(注)

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに候補者から三股町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

④⑤確認書 選管 → 候補者 → 業者等 (燃料代 用)

様式第7号(第3条関係)

確認番号 町議－1

確認申請書受取り後

年 月 日

三股町選挙管理委員会委員長

〇〇〇〇



自動車燃料代確認書

三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代が同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和8年8月30日執行 〇〇〇〇選挙
- 2 候補者の氏名 三股 太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 宮崎 〇〇〇 わ 〇〇〇〇
- 4 確認金額 20,000 円

(注)

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者が公費の支払を請求する場合は、請求書に選挙運動用自動車使用証明書(燃料)及び当該確認書を添付してください。なお、公費の支払を請求できるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、燃料供給業者は、三股町に支払を請求することはできません。

この様式は、町選挙管理委員会が作成して候補者に提出するものです。候補者は、確認書を受け取ったら、業者等に提出してください。

⑥使用証明書 候補者 → 業者等 (燃料代 用)

様式第 11 号 (第 5 条関係)

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和 8 年 8 月 3 0 日 執行

〇〇〇〇 選挙

候補者氏名 三股 太郎

日付は告示日以降で

署名または
記名押印

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所		有限会社〇〇石油 代表取締役 〇〇 〇〇 宮崎県北諸県郡三股町〇〇番地		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量 (ℓ)	燃料供給金額 (円)	備 考
令和8年8月26日	宮崎500わ2345	30 ℓ	〇〇円	1ℓ当り〇〇円
令和8年8月27日	//	40 ℓ	〇〇円	//
令和8年8月28日	//	30 ℓ	〇〇円	//
令和8年8月29日	//	30 ℓ	〇〇円	//

供給日は必ず告示日から投票期日の前日の間までです。

(注)

- この証明書は、使用の実績に基づいて燃料供給業者ごとに作成し、給油伝表 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号) 第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。) の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が三股町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、燃料供給業者は、三股町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

④請求書別紙 業者等 → 選挙管理委員会 燃料代 用)
※④請求書は8ページを参照

(別紙その2)

請求内訳書 (燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2)燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和8年8月26日	宮崎000わ0000	〇〇円 × 30ℓ = 〇〇〇円	確認書に記載された額の合計を記載してください。 公費負担限度額は37,800円		
令和8年8月27日	宮崎000わ0000	〇〇円 × 40ℓ = 〇〇〇円			
令和8年8月28日	宮崎000わ0000	〇〇円 × 30ℓ = 〇〇〇円			
令和8年8月29日	宮崎000わ0000	〇〇円 × 50ℓ = 〇〇〇円			
供給日は必ず告示日から投票期日の前日の間までです。					
計		〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	(イ) 又は (ロ) の計のいずれか少ない方の額を記載

- (注) 1 「基準限度額」の「計」には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」には、(イ)又は(ロ)の「計」のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」及び「(イ)」は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第2 選挙運動用ビラの公費負担の手続きの記載例

選挙公営制度の手引 P5 (手続の流れ) と合わせて確認ください

①契約 候補者 ↔ 業者等 (ビラ 用)

参考様式 5

選挙運動用ビラ作成契約書

印紙及び割印

収入印紙
100 万以下
200 円 割印

〇〇〇〇選挙候補者 三股 太郎 (以下「甲」という。)と 株式会社〇〇印刷
代表取締役 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)は、印刷物の作成について次のとおり契約
を締結する。

- 品 名 公職選挙法第 143 条に定めるビラ
- 数 量 1,600 枚
- 契 約 金 額 単価 〇 円 〇 銭
- 納 入 期 限 令和 4 年 ● 月 ● 日
- 請求及び支払

枚数上限
町長選 5,000 枚
町議選 1,600 枚

限度額 8 円 38 銭

乙は、この契約に基づく契約金額については、三股町議会議員及び三股町長の選挙に
おける選挙運動の公費負担に関する条例に基づき三股町に対して請求するものとし、甲
は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、三股町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額
を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定
に該当した場合は、乙は、三股町に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、
乙に対して契約金額を支払うものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

実際に契約した日を記入
告示日前でも可

甲 〇〇〇〇選挙候補者

住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇
氏 名 三股 太郎 印

乙 住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇
名 称 〇〇株式会社

氏名又は

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

②契約届出書 候補者 → 選管 (ビラ 用)

様式第2号 (第2条関係)

令和8年8月25日

三股町選挙管理委員会委員長 宛て

日付は告示日以降

令和8年8月30日執行

〇〇〇〇選挙

候補者氏名 三 股 太 郎

署名または
記名押印

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラ作成の契約を締結したので届け出ます。

実際の契約内容で

記

契 約 年 月 日	契 約 の 相 手 方 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は そ の 代 表 者 の 氏 名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年〇月〇日	宮崎県北諸県郡三股町〇〇 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇	1,600 枚	〇〇〇 円	1枚 0円0銭 (税込)
				限度額 8 円 38 銭

備 考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

③確認申請書 候補者 → 選管 (ビラ 用)

様式第 5 号(第 3 条関係)

三股町選挙管理委員会委員長 宛て

令和 8 年 8 月 25 日

日付は告示日以降

令和 8 年 8 月 30 日 執行

〇〇〇〇 選挙

候補者氏名 三 股 太 郎

署名または
記名押印

ビラ作成枚数確認申請書

ビラ作成枚数について、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 契 約 年 月 日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

①住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇

②名 称 株式会社〇〇印刷

③氏名又は代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

複数の業者と契約して
作成した場合は、他の業
者で作成した分を記載

3 確 認 申 請 枚 数 1,600 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数(枚)
前回までの累計枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の購入枚数 (b)	1,600 枚	1,600 枚
枚数計 (a)+(b)	1,600 枚	1,600 枚
備 考		

備 考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から、都城市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累計枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

④⑤確認書 選管 → 候補者 → 業者等 (ビラ 用)

様式第 8 号(第 3 条関係)

確認番号 町議－1

確認申請書受取り後

ビラ作成枚数確認書

三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、次のビラ作成枚数が同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

三股町選挙管理委員会委員長 ○○ ○○ 印

- 1 令和 8 年 8 月 3 0 日執行 ○○○○選挙
- 2 候補者の氏名 三股 太郎
- 3 確認枚数 1, 600 枚

(注)

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者が公費の支払を請求する場合には、請求書にビラ作成証明書及び当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、ビラ作成業者は、三股町に支払を請求することはできません。

この様式は、町選挙管理委員会が作成して候補者に提出するものです。候補者は、確認書を受け取ったら、業者等に提出してください。

⑥作成証明書 候補者 → 業者等 (ビラ 用)

様式第 13 号 (第 5 条関係)

令和8年8月25日

令和8年8月30日執行

○○○○選挙

候補者氏名 **三股太郎**

日付は告示日以降

ビラ作成証明書

署名または
記名押印

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇 三股町〇〇〇〇番地	
作 成 枚 数	1,600	枚
作 成 金 額	〇〇〇〇	円

備考

- 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が三股町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、三股町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚 数 三股町長選挙 5,000 枚
 三股町議会議員選挙 1,600 枚
 - (2) 限度額
 $8 \text{ 円 } 38 \text{ 銭 (単価)} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$

⑦請求書 業者等 → 町長 (ビラ 用)

様式第 16 号 (第 6 条関係)

請 求 書
(ビラの作成)

請求の日付は空欄
をお願いします。

令和 年 月 日

三股町長 宛て

住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇
名 称 株式会社〇〇印刷
氏名又は代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇印

三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 請求金額 金 〇〇〇 円
- 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 令和8年8月30日執行 〇〇〇〇選挙
- 候補者の氏名 三 股 太 郎
- 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人

※請求書の印鑑は、法人の場合は代表者印（二重丸印）を、代表者印がない場合は会社の角印と代表者の個人印を、個人の場合は代表者の個人印を押印してください。

金融機関名	〇〇	本店／支店／支所 営業所／出張所等	〇〇
預金種別	① 普通 2 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	カブシキカイシャ 〇〇インサツ 株式会社〇〇印刷		

(注)

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、三股町に支払を請求することはできません。
- この請求書に作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

⑦請求書別紙 業者等 → 町長 (ビラ 用)

別紙

請求内訳書(ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	公費負担限度額	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円 9	枚 1,600	円 14,400	円 8.38	枚 1,600	円 13,408	円 8.38	枚 1,600	円 13,408	
			(注) 1			(注) 2		(注) 3	

- (注) 1 (E) 欄には、ビラ作成枚数確認申請書により確認された作成枚数を記載してください。
 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第3 選挙運動用ポスターの公費負担の手続きの記載例

選挙公営制度の手引 P5 と合わせて確認ください

①契約 候補者 ↔ 業者等 (ポスター用)

参考様式 6

選挙運動用ポスター作成契約書

収入印紙
100 万以下
200 円

割印

印紙及び割印

〇〇〇〇選挙候補者 三股太郎 (以下「甲」という。) と 株式会社〇〇印刷
代表取締役 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次の
とおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第 143 条に定めるポスター
- 2 数 量 100 枚
- 3 契 約 金 額 単価 〇〇〇〇〇 円 銭
- 4 納 入 期 限 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
- 5 請求及び支払

公費負担上限は
84 枚。それ以上
に作成する場合
はその枚数。

公費負担限度額
4,352 円 0 銭

乙は、この契約に基づく契約金額については、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき三股町に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、三股町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、三股町に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、乙に対して契約金額を支払うものとする。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

実際に契約した日を記入
告示日前でも可

甲 〇〇〇〇 選挙候補者
住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇
氏 名 三股 太郎 ⑧

乙 住 所 宮崎県北諸県郡三股町〇〇〇
名 称 〇〇株式会社
氏名又は
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑧

この記載例では、公費負担上限枚数 84 枚に対して、ポスターを 100 枚作成した人を例としています。

①作成仕様書 候補者 → 業者等 (ポスター用)

様式第3号の2 (第2条関係)

ポスター作成仕様書

契約日

年 月 日

三 股 太 郎

宛て

候補者氏名

住所

三股町〇〇番地

氏名又は名称

株式会社〇〇印刷 印

(法人にあってはその
代表者の氏名も記入)

代表取締役 〇〇〇〇

1 ポスターの仕様

作成契約枚数(イ)	規格・サイズ	紙質・厚さ	その他の仕様
100枚	297×417mm	〇〇・□□	シール付

2 内訳

項 目	数 量	単 価	金 額
企画費	1	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
デザイン費	1	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円
写真撮影費	2	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
印刷費	1	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
用紙代	100	〇〇〇円	〇〇〇〇〇円
諸経費	1	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円
		円	円
		円	円
		円	円
消費税			〇〇〇〇〇円
合 計			500,000 円(ロ)

3 ポスターの作成単価

作成金額(ロ)	÷	作成契約枚数(イ)	=	作成単価(ハ)
500,000 円		100 枚		5,000 円 銭

※作成金額には、上記2 (ロ) の合計額を、作成契約枚数には、上記1 (イ) の枚数を用いて作成単価(ハ)を算出し、円未満の端数がある場合は、銭の単位まで記入してください。

4 ポスター作成公費対象額

単 価	×	枚 数	=	作成公費対象額(二)
4,352 円 銭		84 枚		365,568 円

作成単価が基準限度額を超えた場合、「単価」は基準限度額を記入する。

※単価には、上記3 (ハ) の額が下記により算出した額 (以下「基準限度額単価」という。) 以下の場合はその額を、基準限度額単価を超える場合は、基準限度額単価を用いて作成公費対象額を算出してください。

$$316,250 \text{ 円} + (586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 } 84) = \text{基準限度額単価}$$

ポスター掲示場数 84

※1円未満の端数切上げ

備考

- このポスター作成仕様書は、契約書締結時にポスター作成業者から候補者に提出し、候補者はポスター作成契約の届出時にこの写しを選挙管理委員会へ提出してください。
- 公費負担の対象となる経費は、上記4 (二) の額 (公営ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター枚数) のみに係る費用であり、その他の印刷物は公費負担の対象とはなりません。

②契約届出書 候補者 → 選管 (ポスター用)

様式第3号 (第2条関係)

ポスター作成契約届出書

日付は告示日以降

令和8年8月25日

三股町選挙管理委員会委員長 宛て

令和8年8月30日執行

〇〇〇〇選挙

候補者氏名 三股太郎

署名または
記名押印

下記のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

実際の契約内容で

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び 法人にあってはその代表者の氏名 並びに住所	契 約 内 容		備 考
		作成枚数	作成金額	
令和8年0月0日	三股町〇〇番地 株式会社 〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇	100枚	500,000円	1枚 5,000円 (税込)
				公費負担限度額 一枚4,352円

(注) 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

③確認申請書 候補者 → 選管 (ポスター用)

様式第 6 号(第 3 条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

日付は告示日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三股町選挙管理委員会委員長 宛て

令和 8 年 8 月 3 0 日 執行

〇〇〇〇 選挙

候補者氏名 三 股 太 郎

署名または
記名押印

ポスター作成枚数について、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

日付は契約日

1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所

① 住 所 三股町〇〇番地

② 名 称 株式会社 〇〇印刷

③ 氏名又は代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

3 確認申請枚数 8 4 枚

最大で 8 4 枚

複数の業者と契約して
作成した場合は、他の業
者で作成した分を記載

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累計枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の購入枚数 (b)	100 枚	84 枚
枚数計 (a)+(b)	100 枚	84 枚

(注)

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに候補者から、三股町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累計枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

④⑤確認書 選管 → 候補者 → 業者等 (ポスター 用)

様式第 9 号(第 3 条関係)

確認番号 町議－ 1

確認申請書受取り後

年 月 日

三股町選挙管理委員会委員長

〇〇 〇〇



ポスター作成枚数確認書

三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定に基づき、次のポスター作成枚数が同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和 8 年 8 月 3 0 日執行 〇〇〇〇選挙
- 2 候補者の氏名 三股 太郎
- 3 確認枚数 8 4 枚

(注)

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者が公費の支払を請求する場合は、請求書にポスター作成証明書及び当該確認書を添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、ポスター作成業者は、三股町に支払を請求することはできません。

この様式は、町選挙管理委員会が作成して候補者に提出するものです。候補者は、確認書を受け取ったら、業者等に提出してください。

⑥作成証明書 候補者 → 業者等 (ポスター用)

様式第 14 号 (第 5 条関係)

ポスター作成証明書

日付は告示日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和 8 年 8 月 3 0 日 執行

〇〇〇〇 選挙

候補者氏名 三 股 太 郎

署名または
記名押印

下記のとおりポスターを作成したものであること証明します。

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	三股町〇〇番地 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇
作 成 枚 数	1 0 0 枚
作 成 金 額	5 0 0 , 0 0 0 円
当該選挙におけるポスター掲示場数	8 4 箇所

(注)

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が三股町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、三股町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 ポスター掲示場の数

(2) 限度額

316,250 円 + (586 円 88 銭 × ポスター掲示場の数 84)

ポスター掲示場数 84

= 単価 (1 円未満切上げ)

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

⑦請求書 業者等 → 町長 (ポスター用)

様式第 17 号 (第 6 条関係)

請 求 書
(ポスターの作成)

請求の日付は空欄
をお願いします。

令和 年 月 日

三股町長 宛て

住 所 三股町〇〇番地
氏名又は名称 株式会社〇〇印刷
(法人にあって
はその代表者の
氏名も記入) 代表取締役 〇〇 〇〇



三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 金 365,568 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 4 年 9 月 1 1 日執行 〇〇〇〇選挙
- 4 候補者の氏名 三 股 太 郎
- 5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人

※請求書の印鑑は、法人の場合は
二重丸印を、二重丸印がない場
合は会社の角印と代表者の個
人印を、個人の場合は代表者の
個人印を押印して下さい。

金融機関名	<u>〇〇〇〇</u>	本店／支店／支所 営業所／出張所等	<u>〇〇〇〇</u>
預金種別	<u>① 普 通 2 当 座</u>	口座番号	<u>〇〇〇〇</u>
(フリガナ)	<u>(カブ) 〇〇インサツ</u>		
口座名義人	<u>株〇〇印刷</u>		

(注)

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、三股町に支払を請求することはできません。

⑦請求書別紙 業者等 → 町長 (ポスター用)

(別紙)

請求内訳書(ポスターの作成)

公費負担限度額

当該選挙 における ポスター 掲示場数	印 刷 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
箇所 84	円 5,000	枚 100	円 500,000	円 4,352	枚 84	円 365,568	円 4,352	枚 84	円 365,568	

(注)3

(注)4

(注)5

- (注) 1 「ポスター掲示場数」の欄に、ポスター作成証明書の「該当選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。
- 3 (E) 欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

ポスター作成金額が公費負担限度額を超えた場合、公費負担限度額を町が負担するため、残る費用は実費です。
上記の例の場合、作成金額が公費負担額を超える 134,432 円は候補者の自己負担となります。

